

新型コロナウイルス感染症 学校出席判断基準早見表(Ver.3)

2023/1/16から当面の間 うるま市教育委員会

	症状	対象	状況	登校	出席に関する取り扱い・対応	対象児童・生徒の「きょうだい」の出欠について	
本人について	有症状	児童生徒	病院の受診・自主検査等が済んでいる	①感染確認(陽性)	X	出席停止となります。発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除可能。※療養解除早見表(有症状)参照	濃厚接触者となるので出席停止です。(登校復帰は下の図A,Bを参照)
				②新型コロナではない場合	X	②-1【学校保健安全法】で指定されている疾病(例:インフルエンザ等)と診断……出席停止(規定されている期間※インフルエンザは5日間かつ解熱後2日など) ②-2 その他の疾病……病欠。症状がなくなってから登校可能。	登校が可能です。健康観察と症状がないことを確認して登校させてください。※感染リスク行動は控えること。

児童・生徒に症状があれば、【RADECO(ラデコ)】の活用して下さい。専用WEBサイトRADECO(ラデコ)からキットをお申し込みください。本人の状態に応じて、または本人に受診の希望がある場合には医療機関等を受診して下さい。

ラデコのQRコード



同居家族について	児童・生徒は無症状	③児童・生徒の同居家族が新型コロナウイルスの診断で陽性となる	X	出席停止となります。 ※同居家族は原則、【濃厚接触者】となります。 ◎登校復帰までの流れ → 風邪症状がなければ、下記のいずれかを選択する。 [通常]陽性者と最終接触日を0日として5日間後、登校が可能です。 [特例]陽性者と最終接触日から2日目と3日目の陰性を抗原検査キット(医療用)を用いて確認し、(別紙)自宅待機期間短縮届を学校に提出する。	濃厚接触者となるので出席停止																						
					<table border="1"> <tr> <td colspan="2">図A [通常]</td> <td>最終接触日</td> <td>最終接触日から6日目</td> <td>登校可能</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">図B [特例]</td> <td>最終接触日</td> <td>抗原検査 陰性</td> <td>抗原検査 陰性</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>登校可能</td> </tr> </table>		図A [通常]		最終接触日	最終接触日から6日目	登校可能	0	1	2	3	4	図B [特例]		最終接触日	抗原検査 陰性	抗原検査 陰性	0	1	2	3	登校可能	検査キットは自費購入 → 自宅待機期間短縮届を保護者が記入し学校へ提出
					図A [通常]		最終接触日	最終接触日から6日目	登校可能																		
0	1	2	3	4																							
図B [特例]		最終接触日	抗原検査 陰性	抗原検査 陰性																							
0	1	2	3	登校可能																							
④児童・生徒の家族が家庭以外で【濃厚接触者】になる	○	登校が可能です。健康観察と症状がないことを確認して登校させてください。		同居家族が新型コロナウイルス陽性	濃厚接触者となるので出席停止です。(登校復帰は上の図A,Bを参照)																						
⑤児童生徒の同居家族が有症状で病院の受診済	X or ○	⑥-1【同居家族が新型コロナ陽性】……【濃厚接触者】となるため出席停止 ⑥-2【学校保健安全法】で指定されている疾病(例:インフルエンザ等)と診断→登校が可能です。 ⑥-3 その他の疾病……登校が可能です。		その他の疾病	登校が可能です。																						

陽ス学級者や部活動、年少児童、合等塾、(注1)児童で	有症状	⑥(注1)で発生した感染者と接触した児童・生徒	X	出席停止となります。軽症の場合はRADECOを活用し、抗原キット検査※家庭での使用。または、医療機関を受診/検査を推奨	検査の結果が判明するまで出席停止となります。対象家族の検査結果が【陰性】とわかれば登校が可能です。【陽性】であれば、濃厚接触者となり出席停止(図A,B参照)	
		無症状	⑦(注1)の責任者が感染リスクが低いと判断した場合	○	登校が可能です。健康観察を行い、症状がないことを確認して登校させてください。	
			⑧(注1)での感染リスクが高い状態で接触がなく、(注1)で感染が広がっていない場合	○	登校が可能です。健康観察を行い症状がないことを確認して登校させてください。※感染リスク行動は控えること。	
			⑨(注1)での感染リスクが高い状態で接触がないが、(注1)で感染が広がっている可能性がある。	X	一定期間の出席停止 PCR検査等の結果判明、または、最終接触日の翌日から3日が経過した後、登校が可能です。	登校が可能です。健康観察と症状がないことを確認して登校させてください。※感染リスク行動は控えること。
		⑩(注1)で感染リスクが高い活動があった。	○	⑩-1:登校が可能です。健康観察を行い、症状がある場合は学校へ連絡をお願いします。 ⑩-2:本人及び保護者が希望して受診・検査を行い、その結果が陽性であること判明した場合は、遡って出席停止とします。	登校が可能です。健康観察と症状がないことを確認して登校させてください。※感染リスク行動は控えること。 ⑩-2の場合 → 濃厚接触者になるため、出席停止となります。	

(注1)とは、学級や部活動、塾、学童、スポーツ少年団等を指します。

⑫感染リスクの高い活動の例
・感染対策を行わず飲食(給食除く)、寝食を共にした。
・マスクなしでの会話・合唱
・接触度の高い体育や部活動
・学童、塾、スポーツクラブでの接触など

その他本人に 関係すること	⑪ワクチンの接種、接種後の副反応	X	出席停止となります。ワクチン接種の日と接種後に症状が出た場合は、症状がなくなった翌日から登校が可能です。	
	⑫保健所の制限解除後も症状が続いている児童、生徒(いわゆる後遺症)	X	出席停止となります。医師よりコロナ後遺症(疑い)の診断があること	